

総務産業委員会報告書

令和2年5月15日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

令和2年5月15日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 安全・防災についての調査研究 ① 新型コロナウイルス感染症対策について	継続調査	—

案 件	審査結果	少数意見
請願第15号 被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の採択を 求める請願	採択	なし

<意見書案>

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の提出について

<報告事項>

- 議案（字の区域及び名称の変更）の再提出について（吉永総合支所）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
閉会中の継続調査事件	3
安全・防災についての調査研究	3
請願第15号の審査	12
被災者生活再建支援制度の拡充を求める	
意見書の提出について	15
閉会	16

総務産業委員会記録

招集日時	令和2年5月15日（金）	第4回臨時会閉会后		
開議・閉議	午後2時59分	開会　～	午後4時34分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内　靖
	委員	川崎輝通		土器　豊
		掛谷　繁		尾川直行
		田口豊作		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等		なし		
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	佐藤行弘	企画課長	桑原淳司
	危機管理課長	大森康晴		
	総務部長	高橋清隆	契約管財課長	梶藤　勲
	総務課長	河井健治	財政課長	榮　研二
	税務課長	馬場敬士		
	産業部長	岩崎和久	産業観光課長	芳田　猛
	吉永総合支所長	野道徹也		
審査記録	次のとおり			

午後2時59分 開会

○石原委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、安全・防災についての調査研究、また継続審査となっております請願1件の審査を行います。これらに先立ち、執行部より報告事項をまずはお受けしたいと思います。

***** 報告事項 *****

○野道吉永総合支所長 吉永総合支所からおわびの報告をさせていただきます。

さきの2月定例議会におきまして議決をいただきました、議案第36号字の区域及び名称の変更についてでございますが、議案中、変更調書の変更前、字名を宿中道下とすべきところを、宿中下道と間違えていることが、登記の際、法務局の指摘でわかりました。原因といたしましては、文書を作成する際、登記簿の所在地表記の道下部分を下道と読み間違えて入力したものとされます。また、チェックした際も、同様に読み間違えてしまい、誤りに気がつかず、そのまま議案として上程してしまいました。まことに申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

今後は、慎重なチェックに努め、特にこのような登記に係る案件につきましては、その都度、登記簿を確認し、誤りのないよう気をつけてまいります。改めまして、正しい議案を6月定例議会に上程させていただきますので、その際には御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○石原委員長 御報告が終わりました。

ただいまの報告事項につきまして、発言を希望される委員おられましたら。

○掛谷委員 これ1人の人がやっとならなくて、2人チェックとかというのは全然やってないんじゃないかと思ったりする。これはもう吉永総合支所だけじゃなくて、再発防止策というのは検討されたらどうでしょうか。

○野道吉永総合支所長 今回の案件につきましては、当然、担当者が作成したものを係長がチェックし、最終的には私がチェックしたもののなんですが、そこでもやはり見落としがあったということです。その都度丁寧にチェックをしていくことを必ず徹底したいと考えております。

○掛谷委員 3人で、4人でやれという話じゃないんじゃないけど、これは吉永だけじゃなくてもあると思うんで、しっかりと教訓にしてもらって、やってもらいたいという意見だけ申し上げておきます。

○高橋総務部長 平生でも間違いが起こったときというのは、やはり複数の人間でチェックをしていくと、担当者1人だけでチェックはしないというようなことを基本にさせていただきたいと思えます。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言希望なきようですので、質疑を終了いたします。

以上で吉永総合支所よりの報告事項を終わります。

支所長は御退席いただいて結構でございます。

***** 閉会中の継続調査事件 *****

それでは続きまして、閉会中の継続調査事件を行います。

安全・防災につきましての調査研究についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策について、市長公室より順次報告をお受けしたいと思います。

報告は多岐にわたるかとは思いますが、順次報告をお受けした後、質疑に移りたいと思います。

それでは、順次お願いいたします。

○桑原企画課長 それでは、企画課から新型コロナウイルス感染症拡大に伴います、ふるさと納税の使い道の追加について御報告をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、申し込みの際に、教育のまち、備前焼振興、里海・里山づくりなど使い道を指定いただき、御寄附を行っていただいておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ふるさと納税の使い道として新たに新型コロナウイルス感染症対策事業を追加し、各種事業の財源として活用をさせていただきたく、5月よりふるさと納税の受け付けを開始しております。

御寄附の実績といたしましては、昨日、5月14日現在ではありますが、全体の寄附額が605件、1,800万6,000円に対しまして、使い道を新型コロナウイルス感染症対策事業としての御寄附が68件、206万1,000円の御寄附を賜っております。引き続き、現状の使い道を設定し、御寄附のお願いをしまいたいと考えております。

○大森危機管理課長 危機管理課から新型コロナウイルス感染症対策に関する報告をさせていただきます。

危機管理課では、対策本部会議を保健課と連携を図りながら、会議の運営、情報収集、集約について行っております。本部会議についてですが、今まで10回を開催しております。10回目の会議で本施設の対応について決定したことを紹介いたします。

近隣の兵庫県の緊急事態宣言が継続中であるため、体育施設、文化施設については、5月31日まで閉鎖としております。中央及び地区公民館については、5月20日までの休館と決定しております。小学校、中学校については、5月20日までの休業となっております。

また、緊急事態宣言を受けてから、感染防止の広報活動を広報車により行っております。8日から市民センター、日生、吉永総合支所で次亜塩素酸水を配布しております。この16日からは、地区公民館での配布も行う予定です。

○梶藤契約管財課長 契約管財課から、市の庁舎についてのコロナウイルス対策について報告させていただきます。

さきの臨時会での補正予算を受けまして、各階のカウンターに感染予防シートの設置を行いま

した。箇所数としては、全部で50カ所設置をしております。

○榮財政課長 財政課より、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた本庁舎の分散業務、本庁職員の分散の状況をお知らせしたいと思います。

万一、市役所内で感染者が発生した場合、業務への影響を最小限にとどめるために、密を避ける環境づくりを進めております。

お手元にお配りしております資料は、今月、5月11日時点の本庁舎職員の分散の状況をフロア別に示しております。現在、最も分散の取り組み率が高いのは、4階の産業観光、農政、建設、水道といった産業部、建設部のフロアで、職員の20.9%が総合支所ほかへ分かれて業務を行っております。また、庁舎内での分散というところでは、庁舎内でも本来の席とは別の部屋へ移動して密度を下げるという取り組みで、これらを含む本庁舎全体の分散率というのは、右から2列目の一番下、14.2%というふうになっております。この後、分散業務を始めた課もありますので、直近では若干上がっております。

それから、このほかに、時差出勤であるとか、効果的な休暇の取り組みといったようなものを取り入れまして、職員同士の接触の機会や職場の密度を下げる取り組みを行っております。

今後につきましては、所属長の判断になりますけれども、職場の安全確保と職員の健康維持を両立して、万一に備えての業務継続というのを意識しながら可能な限り続けてまいりたいと考えております。

○河井総務課長 総務課から、職員向けの状況でございます。

2月の末から衛生委員会等を開催し、手洗い、換気の重要性ということで、週に1回、庁内放送等で手洗い、換気の呼びかけ、あわせて本庁舎につきましては、24時間換気システムというものが導入されておりますので、そちらのほうを最大限活用しているような状況でございます。

また、3月1日から現在まで部課長会議、それから総務部長名での通達を合計6回出しております。せきエチケット、マスクの着用、感染予防のための人混みを避けるなどの指示を随時やってきております。

また、4月上旬には、全職員向け健康管理チェックシートということで、朝の熱を自宅ではかって、健康状態を確認した上で出勤するという取り組みも行っておりますし、4月の中旬からは庁舎内の消毒を指示しております。こちらは、次亜塩素酸ナトリウムでの消毒をやっているところでございます。

また、福利厚生面で、人間ドック等はこの連休までは一旦中止と、それから各種の職員研修ですね、こういったものも現在のところ中止しているという状況でございます。

マスクについては、可能な限り総務課でも手配して集めている状況でございます。

○馬場税務課長 税務課から、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入に相当の減少のあった方を対象といたしまして、4月30日に国会のほうで地方税法等の一部を改正する法律案が通過しておりますので、それに伴います制度等を御紹介、御報告させていただきます。

まず、徴収の優遇制度の特例ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者、個人等に対しまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるとしたものであります。

この基準ですけれども、3月、4月、5月と、もうその間の一月でいいので、その一月間の間、前年の同期、同じ月と比較しまして、おおむね20%以上減となっているものに対しまして1年間猶予するというものであります。

続きまして、固定資産税の関係ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対しまして、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減するとしたものであります。こちらにつきましては、来年度、令和3年度分に適用されるものであります。令和2年2月から10月までの間の任意の3カ月、3、4、5月でありますとか、4、5、6月でありますとか、その売上が前年の同じ時期と比べまして30%以上、50%未満減少しているものにつきましては、2分の1の減免、それから50%以上減少しているものにつきましては、全額の減免となります。こちらの市の減収額につきましては、全額国費で補填されることとなっております。

続きまして、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長であります。昨年10月1日からことしの9月30日までの間に取得した車につきまして、現在、環境性能割の臨時的軽減ということで1%の軽減となっておりますが、これを来年の令和3年3月31日まで半年間延長するというものであります。こちらにつきましても、市の減収額につきましては、全額国費で補填されることとなっております。

それから、国民健康保険税の軽減措置であります。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が下がった方に対しましての減額、減免ということでございます。一定の要件を満たす方について減免となります。まず、コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の場合、全額の免除となっております。それから新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方、こちらにつきましては、合計所得金額に応じて階層がありますけれども、10分の2から全額免除という形となっております。こちらも全額国費で補填となっております。

これまで述べたものにつきましては、次期6月定例会で上程させていただこうと思っておりますが、徴収の猶予につきましては、上位の法律であります地方税法で規定しておりますので、早速5月から規定しております。ホームページそれからひなビジョンでも広報させていただきました。6月号の広報にも載せる予定でございます。それから、いろいろな税の減免とかにつきまして、来月に自治会連絡協議会の総会があるようですので、こちらのほうにも出席させていただいて、住民の方にも広報させていただこうと思っております。

○石原委員長 報告をお受けいたしました。

多岐にわたってはおりますが、質疑、発言また提言等を希望される委員おられましたら。

○川崎委員 いろいろ国の流れの中でやっていただくのは結構なんじゃけど、この臨時会に何で間に合わなかったのかなというのが疑問で残っております。このぐらいのことを即決でやれというんじやったら、そう難しい議案でもないのに、早く出してほしかったなというのを要望として出しておきます。

プラス、私はステイホームで、連休中なんか朝から晩までニュースを見よりましたけど、やはり中国が第1波なら、ヨーロッパが第2波で、第3波が先進国、まあ後進国も一緒でしょうけど、相当第2波、第3波のほうが大きいという可能性もあるということで、今、軽症者の病床確保、それからPCRの検査体制を強めるというような体制づくりが絶好の、対象者が減って4月の混乱のようなことがなくなるとね。死亡率を見ますと高齢者が多い、老人施設の徹底マークが必要だろうということであれば、関連した医者、看護師、介護士、やはりそういうところのPCR及び抗原検査のための予算、私はこれが6月定例会では最も必要な事項ではないかなと。そこから出さない、院内感染させないと、そういうことが、これを見ると、職員及び業者なり市民なりに、それなりに対応しとんやけど、コロナの犠牲によって一番死亡が出てくる、そういう福祉施設、特に高齢者施設についての何らの対応策が出てないというのは最大の疑問で……。

○石原委員長 川崎委員、発言途中ですけれども済みません。医療、介護方面については所管の委員会が別になってきますんで……。

○川崎委員 いや、違うから出てないの、それはちょっとおかしいんじや……。

○石原委員長 総務産業所管関係の議論です。

○川崎委員 いや、それじやったらそういうのを出してくれりゃあええが。

○石原委員長 休憩します。

午後3時19分 休憩

午後3時21分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○川崎委員 まあそりゃあ、厚生文教委員会の案内が来とるから、そこへ傍聴に行けということなんか知らんけど、やっぱり緊急でこうして、事後的にやるんじやったら、基本的に重要じゃと思うポイントは報告してもらいたかったということだけ要望ときます。

それともう一つ、委員長。これ所管じやったら、文教委員会は6月定例会までに、総務委員会は朝から正式にやらないとおかしいですよ。何できょうみたいな日にするんかというのが理解できないでしょ。

○石原委員長 休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時23分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○尾川委員 財政課長に御説明いただいたんですけど、分散率というのは何か目標を設定しとるわけ、そういう指示が出てきとるわけ。

○榮財政課長 分散率というのは、目標はございません。といいますのも、今の業務場所でなければ業務を続けられないと、難しいという課も当然ございますので、一律の目標というのは示すことはできませんし、どこからもそういう目標を立てなさいという指示もございません。

○尾川委員 そうしたら、職員で熱が出たり、備前市ではそういう人というのは実際はおられんわけ。衛生委員会をしたというんじやから、その辺で何らかの対応で分散したりというふうなことを考えとんか。実際心配ないんかどうか。

○河井総務課長 御指摘の件でございますけれども、職員へ通知を出してございまして、例えば職員とかその親族が感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があれば、特別休暇を与えるようにしています。それと、先ほどお話ししたように、健康管理チェックシートというのを、毎朝出勤前に熱をはかりなさいと。今は37度5分と言われようった熱の基準というものは取り払われてはいますが、37度5分あれば出勤を見合わせるというふうな取り組みをさせております。ですから、職員では感染者はおりませんけれども、疑わしい状況にある者については、出勤をさせないという形で対応をしていると。状態が安定した後に、診察を受けて問題ないということであれば出勤しているという状況です。熱があるとか、強い倦怠感があるとか、せきが激しいとかという場合には、特別休暇等で対応しているという状況でございます。ですから、何人かはそういう状況で休んでいただいたというのがございます。

○尾川委員 余り具体的に答えられんと思うんじやけど、医者を受け入れがねえ言うて、市立の病院なんか恐らくなかなか、よそへ行ってくれというて言うて、保健所もねえなとるし、やっぱり職員に対しての対応と、それから市民に対しても、そういう回したりするようなことのないように、ぜひ相談相手になってもらいたいというのが一番の願いです。

○河井総務課長 職員から、例えば医療機関に行っても診てもらえないという相談があれば、何らかの対応はしたいとは考えておりますけど、現在までのそういった症状で仕事を休むという中で、そこまでの相談は現状、ないというところでございます。

○掛谷委員 議会運営委員会でもあったんですが、こういったいろんな対策を市民へ伝えなきゃならないんで、「広報びぜん」であれ、ホームページで特集するとか、市民もいろんな人がおられるんで、ネット環境のない人まで行き届くように伝えていってほしい。

○佐藤市長公室長 予算決算審査委員会でも申し上げましたように、ホームページ、広報紙の掲載も含めて、どうわかりやすくお知らせすることができるかを検討したいと申しておりますので、それでもって対応したいと思えます。

○掛谷委員 教育のまち、子供たちの支援ということで、ふるさと納税を財源に応援基金からお金を出すと。もう少し精査させてもらいたいのは、コロナ対策の関連で使い道を追加してお金も入ってきているよと、もちろんそれを使うんですけども、教育のほかに、備前焼、里山・里海を

言われたんですけど、この3つが今後もコロナ対策で使われるんかどうかをお尋ねします。

○桑原企画課長 午前中の予算決算審査委員会でもお話をさせていただきましたが、今回の補正につきましては、教育のまちであるとか将来を担う人材を充当させていただきました。先ほど御報告をさせていただきましたが、コロナ対策については、もちろんコロナ対策の事業に全て充当させていただきます。そのほかのものにつきましては、今後、補正予算で計上されるであろう事業によって、使い道として適正なものであればそれは検討していこうとは思いますが、財政調整基金との絡みもございますので、財政課とも協議しながら検討してまいりたいと思います。

○川崎委員 職員のことについて聞きます。

一番重要なのは、高齢者施設だろうと思ったんですけど、職員も、特にこの10万円の給付に関して、よくわからない人は窓口へ殺到する可能性があるということを考えれば、PCRが一番いいんですけども、岡山県じゃったら要望を出せばできるんじゃないかと思うんです。今入院患者、24人のうち4人というような、たしか20人は退院しているという情報が流れたと思うんです。そういう意味では、窓口職員を、PCRが理想的ですけども、抗原検査ですね、キットも安く、2,500円程度というニュースが流りょうるんで、どこまで生産が追いつくんかわからんけど、まず東京、大阪を中心にやるということらしいんですけど、やはり第2波に備えて、窓口の職員は優先的に検査して、陰性だということを確認する必要があると思うんです。やはり、より市民と接するところからそういう検査体制を強化していくという姿勢は考えられないんですか。この何も出ていない備前市だからこそ、絶対に出さないためにも検査の必要性はあると思うんですけど、そういう方向性というのは全く検討されないんですか。

○河井総務課長 御指摘の件ですけども、基本的には、現状で予防策をそれぞれとって、消毒もし、マスクもしという中で、さらに検査をすると、検査をした一瞬はそれでもうよろしいでしょうけれども、その後も社会生活は続いていくわけなんで、定期的にずっと検査を続けるということもなかなか難しいとは考えております。現在は万が一調子が悪ければ、もう未然に休ませる、それから施設はきっちり消毒すると。それから、飛沫感染の防止で、契約管財課がしている飛沫防止シート、こういったものを活用しながら予防には努めていって、市民の方に対して、職員からコロナ発生ということのないように努めていくという、現状ではそういった点ができる範囲内ではないかと考えております。

○川崎委員 今回の新型コロナは8割無症状、症状がないんですよ。その方が感染経路不明ですから。備前市が今やることは第2波、第3波の感染をさせないためには、症状が出ていない陽性患者をいかに隔離して、感染させないかということが重要なんで、PCRは1万8,000円か、1万5,000円という話も出りますが、抗原検査は2,500円できるという話ですよ。せめて、窓口、接触するところ、福祉施設、病院、そういうところが徹底的に医者も含めてやってね、やっぱり市民に安心感を与えんと、このままではもう決定的に地域経済は失速していきますよ。結局、解除したけれども、相変わらず自宅で。飲み歩くというても、クラブはだめじ

やけれども、飲食店はええみたいには少し空気は変わりようけれども、その中に陽性患者がおったらどうなるんですか。そういうことを考えると、やっぱりできる範囲で、出ていないところほど私はやるべきじゃないかな、その先頭を備前市が切ったっていいんじゃないですか。抗原検査、PCR検査、そういう予算を6月にできたら、9月ではなく、6月のほうがより早く手を打つ意味では価値が出てくる、有効性がより高まるんじゃないかなと思うんですよ。症状が出ん8割の患者がもし備前市において、今のところ症状が出ていないからゼロと言いうだけで、もし高齢者にうつって、重症患者になったり、死亡した場合には、本当に大変なことになるわけですから。私は、そういういやが応でも接触をしなければならない窓口なり、そういうところはまずやっていくべきではないかなと。もう一つ言うたら、備前市は専門家会議をやとるんですかと。できれば、小ぢんまりでも結構ですから、そういう専門会議の備前市らしい方向性、意見を求めるべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○河井総務課長 委員の御意見としては頂戴いたしますが、現在のところ、窓口の職員といえども、窓口以外の職員とは接触しております。ですから、そこに限ってというよりか、全てをやるということは現状では不可能ではないかと考えております。まずは、申し上げましたとおり、予防を徹底的にやっていきたいというところでございます。

○佐藤市長公室長 最後の専門家会議を開いているのかということについて言えば、それは開いていません。

○川崎委員 専門家会議をやっていないんだったら、せっかく連携協定しとんじやったら、岡山大学の専門家の方なんかを呼んで、備前市なりにまとめるなり、その報告に基づいて今後の対策、特に第2波、第3波の大きな波が来ると警告されようわけじゃから、今から準備をして、できるだけ市民への安心感と、それから地元サービス業、観光業、飲食業に対する業者にも堂々と商売ができるような方向性をぜひ追求していただきたいということを要望して終わります。

○掛谷委員 たしか議員の要望があって、荻野先生だったかな、入ってやっていると。対策メンバーは部長以上だったと思うけど、これについてももう少し最近の取り組みを教えてください。

○大森危機管理課長 5月13日水曜日に第10回会議を開催いたしました。出席は、市長、副市長、教育長、市長公室長、総務部長、教育部長、市民生活部長、保健福祉部長、建設部長、産業部長、日生、吉永両支所長、議会事務局長、病院事務長、東備消防というメンバーで行っております。9回のおときには、荻野病院管理者は来てくださったんですが、第10回目のおときは11時からだということで、診療があったので欠席となっております。

今回、第10回目の議題としましては、岡山県は緊急事態宣言が解除になるということを受けて、備前市が管理している施設について、いつまで閉鎖するかが主な議論でした。それで、兵庫県と隣接しているということで、5月末までの閉鎖、閉館ということを決めました。あと、学校については、5月20日までというような形で決定しております。

○掛谷委員 今の内容は、どっちかといえば、間接的な対策になって、川崎委員も心配している

のは、医療関係、介護というようなところなんですよね。それは、対策会議でやられるべきこと
なんだけど、欠席があったりして、なかなか医療、介護といったところの対策ができない状況な
のかと思ったりするんですけど、いかがなものでしょうか。

次はいつ開かれる予定なんですか。

〔「まだ決まっていません」と呼ぶ者あり〕

決まってない。本来ならば、次を決めておくぐらいでいいんだけど、そういうこと自体もちよ
っと遅いではなからうかと、13日やったら次いつやるかと、そういうことをやはり決めてお
かないと、しっかりやっていただきたいと思っています。

もう一点、これは議会からもコロナの関係のコールセンターを設置してほしいと願いをしてい
るわけなんだけど、実情はどうなんでしょうか。

○佐藤市長公室長 コールセンターにつきましては、県からの要請を受けたときに設置するとい
うことになっておりまして、今のところは要請がありませんので、設置をするということとはして
おりません。

○掛谷委員 岡山県の中でもつくっているところありますね。それは、自主的にやっているんじ
ゃないですか。県の要請がなければ立ち上がれないわけではないと思うんです。県の要請がない
とそれはできないということですか。

○佐藤市長公室長 他の自治体の状況についてはわかりませんが、コールセンターにかわ
るものとして、各部署にお問い合わせが入ったときにはそれぞれの所管がここですよという御案
内をしようということで、担当部署の一覧表をつくりまして、それぞれの部署において所管へ御
案内するというところをやっていてということをございます。

○掛谷委員 それは間違いではないんだけど、私も市役所に電話をかけたら、もう銀行並みのど
こそこには1番を、どこそこの部署には2番をというふうな形で、それしかないんですよ。だか
ら、それじゃあなかなかわからない。コールセンターがなければ、それは今みたいに自動で転送
するわけですから、それはなかなかかわからんですよ。これだけ言よんのに、県からの要請がな
ければやりませんというのは、もうちょっと真剣に考えてもらいたい。

○佐藤市長公室長 コールセンターを設置すると、その部署に電話が集中するということになっ
て、そこでまた疲弊が起こるというようなことも他市の事例では上がっているということもあり
ます。今、私どもの自治体の規模として、できる範囲で最善の策をとっているということが現状
でございます。

○掛谷委員 我々議員もしっかり市民の負託に応えるべく、やっぱり最善策をとっていただき
たいということだけは意見を申し上げときます。よろしく願います。

○川崎委員 関連なんですけど、私は市役所という位置づけが一つよくわからないんですけど、
テレビを見る限り、東京なんかでは保健所に殺到して結局はたらい回しになって、今回28歳の
相撲取りが亡くられるような結果が出とんですけど、どれぐらいまで1日にPCR検査が可能

なのかどうか、そういう情報も一切流れてこない、どこでやっているのかもよくわからない、私はかかりつけ医の判断で、37.5度で4日というのも外れましたから、ちょっと病状がおかしいという方はすぐかかりつけ医がPCR検査に回してくださいと言うたらやれるんだというのは、全国一律だと理解しています。備前市はどういうルートでどういう検査体制が整つとんでしょうか。全く情報がないまま右往左往で、マスクしなさい……。

○石原委員長 休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後3時55分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○尾川委員 危機管理課から対策本部会議の説明があったが、議事録も出とりゃへんし、誰が責任者で、誰が集めよん。

○佐藤市長公室長 本部会議の本部長は市長になっておりますので、招集するのは市長になります。事務局については、危機管理課で行っております。

○尾川委員 そうじゃろう。担当しとるわけじゃから、ある程度こっちの疑問に対して答えてもらいてえ。

○佐藤市長公室長 委員も疑問に思われるかもしれませんが、我々のほうにはそういう情報は入ってこないというのが現状ですので、そこについては御理解いただきたいと思います。

○尾川委員 まあそれはわかる。わかるけど、ただ、市のそういう会議が10回目になって、何かそういうことをある程度持って、例えば備前病院をどうしていくとか、人工呼吸器はどんなんかというのをある程度持っともろうて、一々言うてもらわあでもええけど、そういうバックアップ体制ができていますよというふうなことを、会議の趣旨と違うんかもしれんけど、こっちにしたらコロナの専門会議というから、そういう市長を中心にして集まって、そうそうたるメンバーが入ってやりようと思うたら、そういうふうな期待をするし、感じるが。

○川崎委員 関連なんじゃけど、もし爆発が起きたときに、岡山市か県か、海岸線のホテルの何室かへ収容すると。ほんまに爆発したときに、岡山市は入れてくれて、備前市から出た人は結局たらい回しで、あの相撲取りみたいにあっちも受けてくれん、こっちも受けてくれんというて、アビガンも打てずに重症になって、もう手おくれだと。それを心配しようんですわ。そういうことを備前市も確実に病棟を変えて、軽症患者なんかは隔離できるんだと、そういう準備をするのが対策会議じゃないですかと言いたいんですよ。そのためにも専門の医学部の教授か助教授、講師でもええけど、感染に詳しい専門の人は最低1人入れてアドバイスをいただくとか、そういうことを今やりようらんと、もう出てきてからじゃ遅いですよと。ぜひそういう軽症の人も、備前市の場合じゃったら3病院のどっかに入れるのか、民間病院に入れるんかとか、やっぱりそういう基本的な方針づくりは、いざというときのためにぜひやっていただきたい、それが対策会議ではないかなということで、専門家会議がないんじゃったら対策会議に要望して終わります。

○石原委員長 要望でよろしいですか。

休憩します。

午後4時00分 休憩

午後4時10分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ほかに報告事項並びにコロナ関連で発言希望、よろしいですか。

○田口委員 さっきからの議論で、厚生文教の問題という話でしたけど、コロナに関してはやっぱり、総務産業も関係していることだろうと思うという意見だけは言わせてもらいます。

そして、1点お聞きしたいのが、岡山県も緊急事態宣言が解除されましたんで、今後、何日にどういう施設が使えるようになるのか、どういう施設はいつまで使用中止を継続するのか、その詳しいことをお知らせ願えれば。

○石原委員長 休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時12分 再開

○石原委員長 再開いたします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、発言希望なきようですので、以上をもちまして安全・防災についての調査研究を終わります。

ここで市長公室長、危機管理課長以外の説明員の方は御退席をいただいて結構です。

休憩いたします。

午後4時13分 休憩

午後4時14分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、請願第15号被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の採択を求める請願の審査を行います。

2月定例会中の委員会において国の制度や申請件数についての質疑があり、資料が提出されましたので、本日お手元にお配りしております。

さて、本件につきましてどのように取り扱うか、この後、議論をいただきたいと思います。

○川崎委員 本当にコロナが専門学者に言わせたら、世界の政治情勢からいろんなもの、生活様式含めて変わるんだと、本当に革命的な何か刺激になっるとということで、改めて今までの自然災害というのは風水害という物理的な被害による救済措置だったんじゃないけど、今回は生物学的な、病的なものがこれだけ世界の経済的土台、政治体制含めて、揺るがすというのは本当に我々生きてきて初めての経験を今してるわけですけども。やはり、この請願というのが非常に時期

的にいい時期に採択になるんじゃないかと思っています。というのが、国民への10万円とともに、営業救済ということでそれぞれの減少率において、そこまでは単なる救済措置だと捉えとったんじゃないけど、ここに来て、家賃とそれから従業員の給与について、相当な金額、東京であったらもう相当な金額になるわけですよ。そういうことからいえば、やっぱり国への請願でこれだけ病的、生物学的な自然災害に対する国民救済、商売人に対する救済をやっているわけですから、こういう自然災害、今まで個人資産に対しては否定的な議論が多かったんですけど、ここに来て、もう一挙にこのコロナ対策でそういう議論は吹っ飛んで、本当に国民の生命、財産を守らなきゃならないというところに来てますんで、300万円を500万円に引き上げる、こういった請願というのはもう絶好の時期なんで、国への意見書としてすることが当然のことと政治認識できるぐらい、今回のコロナ被害は、影響を与えてますんで、早急に採択して、国会へ意見書を提出すべきだと思います。

○石原委員長 ほかに。

○尾川委員 被災者生活再建支援金の支給状況、せっかく資料があるのに説明してもらったら。

○石原委員長 ちょっと休憩いたします。

午後4時17分 休憩

午後4時17分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○大森危機管理課長 それでは、制度の趣旨について説明いたします。

自然災害によりその基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することになっております。こちらについては、採択要件が10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村というようなことにもなっています。あと、支援法の適用を受けるという形で、基本的には大災害が起きたときに、10世帯以上全壊した家が発生した市町村において申請を受け付けると、国が受け付けるというものだと思います。

この数字は、令和2年2月29日に岡山県から情報をいただきました。被災者生活支援金の支給状況として、基礎支援金申請受理件数は6,089件、加算支援金申請受理件数は4,107件、内訳としましては、建設、購入が1,515件、補修が2,329件、賃貸が263件で、支給決定額が9,617件の105億3,275万円となっております。こちらの内訳をお聞きしますと、やはり9割が倉敷市ということで、この前の真備の災害で適用されたんじゃないかと思っています。

○尾川委員 はい、わかりました。

○掛谷委員 真備の話ですけど、これは国が100%支援なのか、県も少しは出しているのか、もちろん市は出してないと思います、その財源の内訳はわかりますか。

○大森危機管理課長 基礎支援額として、表の4番にお示ししていると思うんですが、1、2、

3として、全壊、解体、長期避難の場合、まず基礎支援額として100万円、大規模半壊の場合は50万円というような形で、あと行うものによって加算額がいろいろ違うという形になっております。該当金額の4分の3の額というような形の補助金になろうかなと思います。財源としては、岡山県です。

○掛谷委員 岡山県ですね。この請願は、岡山県議会にも実際出されているんですよ。岡山県は金がないからこの請願を否決しているんですよ。ただ、我々議員としては、いつこういう災害があるかわからんから、500万円に引き上げることはやぶさかではない、してあげたい、じゃけど実際は岡山県が否決している、国が100%やってくれるんじゃないら国に陳情してもいいけど、これは、都道府県ですか。2分の1でいいのかな。国が2分の1。

○大森危機管理課長 はい、国からの補助が2分の1になります。

○掛谷委員 2分の1だから、多分岡山県も2分の1でも大金がかかるんで否決しているようでございます。それは情報、で、もう一つ情報を言いますと、熊本の地震があったときに、300万円から500万円に引き上げるというのが、政令都市の市長会の意見です。我々は政令都市じゃないけど、そういう状況なんですね。でも、いろんなことがあっても、少しでも大変な人を助けてあげりゃあいいという意味では賛成でございます。できるかできんかわかりません、これは、非常に財政的な問題等々あって。ただ、思いはやはり、被災者になった方々にしてあげたいということはございますので、趣旨採択か採択か悩んだんですけど、私は採択です。

○川崎委員 市長会が賛成しとるということはええんじゃないけど、国が2分の1で、県が2分の1という表現をしたけど、これを見る限り、全国の都道府県が全部基金をつくってやとるんじゃないから、岡山県だけの負担ということじゃなくて、相互扶助でお互い2分の1については全国の都道府県が援助するんじゃないから、岡山県に何か物すごい負担が、この105億円か何かのうち50億円ほど岡山県が負担したということじゃなくて、この基金から出たというのが冒頭のところへ出とるんじゃないから、岡山県の決議はちょっと間違いかどうかかわからんけど、全国市長会か何かがおーケー言うんじゃないら、ぜひ引き上げてそういう方向でやってもらえたら。コロナ対策を見たらこんなやっけて当たり前というのが、もう日本の常識じゃないですかというのを冒頭言いましたとおりで、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○田口委員 採択すべきという意見が出ていますけど、私も、諸外国を見ても今回のコロナで、二、三人従業員がおるようなところでも1,000万円、2,000万円という無償の補助金を出しとるという国が多いので、この間の真備のようになったときにも、やっぱりその家を再建していただかないとその町が成り立っていかないっていう考えなんですよ。だから、個人資産に金を突っ込むんじゃないと、町を守るために国や県がその個人の家を再建するんだというような考えというんですかね、諸外国はやっぱりそれが当たり前の考えになってますんで。やっぱりこれをしっかりと国に意見として上げて、いつ備前市も、ああいう災害に遭うかもしれませんし、20件、30件というような小さな地方で、もう家が再建できない状態だというようなこと

になると、村なんかになると限界集落として成り立たなくなるということも専門家も言っていますし。個人に支援するんじゃないと、その地域を守るために金を出すんだという観点からも、やっぱりしっかりこういう請願を国に上げて、制度改正いただくというのがいいんじゃないかと思えますので、ぜひ採択をお願いしたいなど。

○石原委員長 ほかの御意見。

○尾川委員 戻るんじゃないけど、この支給決定が105億円で、私もやぶさかじゃないんですけど、何で岡山県は金がねえからやめたんかという、相互扶助で全都道府県の抛出による基金ということで、その抛出の割合が均等じゃからやめたんか、ようわからんのですが、それを担当者に聞いてもおえんのんですけど、ちょっと詳しいことを聞きたいけど、まあこのくらいにしときます。

○石原委員長 よろしいですか。

ほかに。

○藪内副委員長 被災されて、非常に困っておられる方に支援するというのは非常に大切なことだと思います。ただ、先ほど言われた、ちょっと諸外国と比べてっていうのは、単純に比べてもいろいろ税制の違いとかいろんなことがあるんで、非常に税が高くて、至れり尽くせりのところもあるんで、それは単純に言えないと思うんですけど、被災して困っている方を支援するのは非常にいいことだと思います。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言希望なきようですので、それではこれよりこちらの請願第15号を採決いたしたいと存じます。

本請願を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第15号は採択されました。

以上で請願第15号の審査を終わります。

済みません、ここで休憩させていただきます。

午後4時30分 休憩

午後4時32分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

***** 被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 *****

ただいまお目通しをいただきました、こちらの意見書などでございますが、細かい語句であったり、数字、年月日というところも精査をいたしまして、我々正副委員長のほうで取りまとめをいたしまして、本会議のほうで発議をするという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

改めて御確認させていただきますが、それからこちらの意見書の提出先も記載の形とさせていただいて、提出先はこういう形でお出しをさせていただく、それから中身については正副委員長に一任をいただくということによろしいでしょうか。

○尾川委員 国交大臣は関係ねえんかな言よんじゃ。その辺よう調べて入れるものは入れて。

○石原委員長 はい。御意見をいただきました。それらをまとめたものを改めてお示しをして、こういう形で発議をさせていただきますということで、6月定例会に臨ませていただければと思います。

来る6月定例会初日に委員会のほうから発議できるよう議長に発議案を提出させていただくことといたします。提案説明につきましては、委員会を代表して委員長が行うということで御了承いただきたいと思います。

ほかになければ、以上をもちまして本日の総務産業委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後4時34分 閉会